

平成 18 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 アウンコンサルティング株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 信 太 明
(コード番号 2459 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長
羽 場 聖 剛
T E L 0 3 - 3 2 3 9 - 2 7 2 7

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年7月27日開催の取締役会において、平成18年8月24日開催予定の第8回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法(平成17年法律第86号)並びに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計算規則(同第13号)等が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 定款に一定の定めがあるものとみなされた事項について、規定の新設・変更を行うほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。
- (2) 利便性向上のため、公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて不測の事態により電子公告ができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。(変更案第5条)
- (3) 株主総会参考書類等をインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、情報開示の充実に資するよう定めるものであります。(変更案第14条)
- (4) 株主総会の議事の円滑な進行のため、議決権行使の代理人を、当社株主1名と定めるものであります。(変更案第15条)
- (5) 取締役の経営責任を明確化するため、その任期を2年から1年に変更を行うものであります。(変更案第18条)
- (6) 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的方法による決議を可能とするよう定めるものであります。(変更案第19条)
- (7) 社外監査役として優秀な人材を招聘し、その期待される職務を適切に遂行しうようするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。(変更案第24条)
- (8) その他、条数の繰り下げ及び条文の整備を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成18年8月24日(木曜日)
定款変更の効力発生日(予定)	平成18年8月24日(木曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は、変更を示す。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、アウンコンサルティング株式会社と称し、英文では、AUN CONSULTING, Inc.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、アウンコンサルティング株式会社と称し、英文では、AUN CONSULTING, Inc.と表示する。
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを、その目的とする。 1. インターネット、携帯電話など通信ネットワークにおける広告・宣伝に関する企画、制作業務。 2. コンピュータ・ソフトウェアの企画、設計、開発、販売、輸出入業務及びそれらの受託開発業務。 3. ホームページの企画、制作、運営代行及びそれらの受託開発業務。 4. 市場調査業務。 5. 各種情報処理ならびに情報提供サービス。 6. 広告代理業務。 7. 企業(地方自治体、事業協同組合、協業組合、商工組合等を含む)の経営指導。 8. 知的所有権(著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版權、興行権)の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売、管理業務。 9. 各種セミナー、催事、イベントの企画、制作、運営。 10. 書籍、雑誌(CD・ROM・DVD等の電子媒体による書籍を含む)の企画、制作、出版、販売、輸出入。 11. 海外旅行、国内旅行に関する情報、資料の収集、企画、販売並びにこれの仲介斡旋に関する業務。 12. 労働者派遣事業。 13. 人材の募集斡旋事業。 14. 不動産の売買・賃貸借及びその仲介・管理業。 15. 前各号に関するコンサルティング業務。 16. 前各号に付帯する一切の業務。	(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを、その目的とする。 1. インターネット、携帯電話など通信ネットワークにおける広告・宣伝に関する企画、制作業務。 2. コンピュータ・ソフトウェアの企画、設計、開発、販売、輸出入業務およびそれらの受託開発業務。 3. ホームページの企画、制作、運営代行およびそれらの受託開発業務。 4. 市場調査業務。 5. 各種情報処理ならびに情報提供サービス。 6. 広告代理業務。 7. 企業(地方自治体、事業協同組合、協業組合、商工組合等を含む)の経営指導。 8. 知的所有権(著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版權、興行権)の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売、管理業務。 9. 各種セミナー、催事、イベントの企画、制作、運営。 10. 書籍、雑誌(CD・ROM・DVD等の電子媒体による書籍を含む)の企画、制作、出版、販売、輸出入。 11. 海外旅行、国内旅行に関する情報、資料の収集、企画、販売ならびにこれの仲介斡旋に関する業務。 12. 労働者派遣事業。 13. 人材の募集斡旋事業。 14. 不動産の売買・賃貸借およびその仲介・管理業。 15. 前各号に関するコンサルティング業務。 16. 前各号に付帯する一切の業務。
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
< 新設 >	(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会および監査役を置く。
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、240,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。</p>
<p><新設></p>	<p>(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(株式取扱規程) 第6条 当社の発行する株券の種類及び株式の名義書換、端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、および株式の名義書換、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 <削除> <削除></p>
<p>(基準日) 第8条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p><削除></p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p><新設></p>	<p>(基準日) 第10条 当社は毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集) 第9条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から、3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会については、必要に応じて招集する。</p>	<p>(招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は事業年度末日の翌日から、3ヶ月以内にこれを招集する。</p>
<p>(招集者および議長) 第10条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(決議要件) 第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(決議要件) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

<p>商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p>	<p>会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第 14 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第 12 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第 13 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名なつ印又は電子署名を行う。</p>	<p>< 削除 ></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数) 第 14 条 当社に取締役 5 名以内を置く。</p>	<p>(員数) 第 16 条 当社に取締役 5 名以内を置く。</p>
<p>(選任) 第 15 条 取締役は株主総会において選任する。 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選任) 第 17 条 < 削除 > <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任期) 第 16 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>(任期) 第 18 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p>
<p>(取締役会) 第 17 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 < 新設 ></p>	<p>(取締役会) 第 19 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>

<p>__取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>__ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役の選任) 第18条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役1名を定める。 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役の選定) 第20条 取締役会は取締役の中から代表取締役1名を選定する。 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(報酬) 第19条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p><削除></p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>第5章 監査役</p>
<p>(員数) 第20条 当会社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>(員数) 第21条 当会社に監査役4名以内を置く。</p>
<p>(選任) 第21条 監査役は、株主総会において選任する。 __ 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(選任) 第22条 <削除> 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期) 第22条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期) 第23条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>
<p>(報酬) 第23条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(社外監査役の責任限定) 第24条 当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(営業年度) 第24条 当会社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p>	<p>(事業年度) 第25条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</p>
<p>(利益配当) 第25条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを行う。 <新設></p>	<p>(剰余金の配当) 第26条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 __ 前項のほか、取締役会の決議により毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(中間配当) 第26条 取締役会の決議により、毎年11月30日現在の</p>	<p><削除></p>

<p>株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</p>	
<p>(配当金等の除斥期間) 第 27 条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(配当金等の除斥期間) 第 27 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>附則 第 18 条の規定にかかわらず、平成 17 年 8 月 12 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 19 年開催の定時株主総会終結の時までとする。 ____ 本附則は、前項の期日経過後これを削除する。</p>

以上